可児市地域支え愛ポイント制度の流れ

ボランティア活動者

ボランティア活動者とは

●個人単位となります。　●団体は対象となりません。

① まずは登録をしてください（窓口：市社会福祉協議会）

●窓口となる市社会福祉協議会で、説明を受け、「登録申請」をしてください。

●受付窓口は市社会福祉協議会（可児市福祉センター内）です。

◆登録時の必要事項

1.「可児市地域支え愛ポイント制度ボランティア登録申請書」の提出

2.「地域支え愛ボランティア保険」の加入について

※登録者は、自動的に上記保険へ加入となります。

※保険料の自己負担はありません。

② ポイント手帳を受取ってください

●ポイント手帳を受け取ったら、まずお名前などを確認してください。

●「地域支え愛ポイント手帳」は、年度ごとの発行となります。

●紛失などには、充分注意してください。

③ ボランティア活動をして、ポイントシールをもらう

●対象となるボランティア活動は、**可児市から指定を受けた「ポイント付与機関」**での活動に限定します。それ以外の活動については、対象となりません。

●地域支え愛ボランティア活動１回につき、１ポイント（シール１枚）を付与します。ただし、２時間以上の活動の場合は、２ポイント（シール２枚）を付与します。

例 ２時間未満の活動⇒１ポイント、２時間以上の活動⇒２ポイント

●１日に付与されるポイントは、１つの付与機関での活動につき、２ポイントを上限とします。ただし、１日のうちに複数のポイント付与機関で活動された場合は、それぞれの付与機関から、上限２ポイントまでを付与してもらうことができます。

例 ○月○日　「A 付与機関」で３０分活動（１ポイント）

＋「B 付与機関」で２時間３０分活動（２ポイント）

＝１日にもらえるポイントは「３ポイント」

●１年間に 100 ポイントまで貯めることができます。

●ポイントシールの売買は固く禁じます。

地域支え愛
ポイントシール
可児市地域通貨
Kmoney
ケーマネー

④ ポイントを交換する。

●１年間貯めていただいたポイントをＫマネーに交換します。

１）「可児市地域支え愛ポイント制度ポイント交換申出書」の提出

※申出書に**記入**の上、「地域支え愛ポイント手帳」と一緒に、市社会福祉協議会へ提出します。

※各ポイント付与機関において取りまとめて提出される場合は、付与機関の代表者へご提出ください。

※ポイントは、Ｋマネーへの交換だけではなく、「可児市ふるさと応援寄付金」または、「可児市社会福祉協議会事業」へ寄付することもできます。寄付を希望される方へは、別に「可児市地域支え愛ポイント制度ポイント寄付申出書」をお渡しします。

２）市社会福祉協議会による申出書の受付、ポイントの確認

※Ｋマネーは、１０ポイント単位での交換となります。

※１０ポイント未満の端数のポイントは、新年度へ繰り越しますので、全てのシールを手帳に貼って、提出してください。

（なお、今年度取得したポイントシールは、翌年度以降にしか交換できませんので、ご注意ください）。

３）Ｋマネーの受け取り

※ポイント確認ができ次第、Ｋマネーに交換します。

※繰り越したポイントは、新年度版のシールでお渡ししますので、新年度版ポイント手帳へ貼り付けてください。

※混雑時やポイント付与機関で取りまとめて提出された場合等、Ｋマネーへの交換が翌日以降になる場合がありますので、ご了承ください。

●Ｋマネーへの交換申出期間

※活動翌年度の４月１日～５月３１日（ただし土日祝日を除きます）

⑤ その他

●ポイント手帳は、年度ごとに新しい手帳に切り替わります。ただし 10 ポイントに満たない場合は交換できませんので次年後も引き続き、その手帳を使ってください。

●ボランティア登録は、年度ごとの登録ではありません。最初に登録した情報を次年度以降も引き継ぎます。（登録後に変更があった場合は、お知らせください）

お問い合わせ先

【Ｋマネー事業に関すること】

可児市役所地域協働課　　電話：0574-62-1111　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ http://www.city.kani.lg.jp/9731.htm

【地域支え愛ポイント制度に関すること】

可児市社会福祉協議会　　電話：0574-62-1555　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ http://www.kanishishakyo.or.jp/

【Ｋマネー協力店に関すること】

可児商工会議所　　電話：0574-61-0011　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ http://www.cci.kani.gifu.jp/